

足利市消防団と足利市議会との意見交換会

日時：令和4年11月25日(金) 19:00 から

場所：足利市役所3F本会議場・各委員会室

次 第

- 1 開会
- 2 あいさつ
足利市議会
足利市消防団
- 3 議会報告会
『足利市議会災害時BCP（業務継続計画）』
- 4 意見交換会（各委員会室にて）
『団運営の現状や地域防災力の維持強化について』
- 5 各グループの意見交換内容の発表
- 6 謝辞
- 7 閉会

足利市議会災害時BCP (業務継続計画) について

◆ 策定の経緯

- 東日本大震災後、全国で業務継続計画（BCP）の策定が広がった。
- 被災時に首長の専決処分が乱発され、議会の機能や役割が果たせないことが懸念された。
- 大規模災害時においても議会機能を維持するため、体制を整備することが必要とされた。

◆ 策定までの流れ

1. 先進自治体議会への視察

総務企画防災常任委員会 視察先（危機管理・防災関係）

| 年度 | 視察先 | 視察項目 |
|----|-------------|---------------------|
| 25 | 相馬市 | 東日本大震災の対応及びその後の復興状況 |
| 26 | 静岡県地震防災センター | 静岡県地震防災センターの概要 |
| | 三島市 | オフロードバイク隊（防災バイク） |
| 28 | 三島市 | 三島市業務継続計画（BCP）の取り組み |
| 29 | 浜松市 | 浜松市議会大規模災害対応行動マニュアル |

2. 素案の作成

委員会提案による計画の策定に向け、所管常任委員会の懇談会(総務企画防災常任委員懇談会)を延べ5回開催し、計画の内容や関係条例の整理等を協議した。

◇ 第1回懇談会(H30.6.15開催)

- ・足利市議会災害時BCP(業務継続計画)について

◇ 第2回懇談会(H30.6.25開催)

- ・足利市議会災害時BCP(業務継続計画)について

◇ 第3回懇談会 (H30.7.20開催)

- ・足利市議会災害時BCP(業務継続計画)【第2案】について

◇ 第4回懇談会 (H30.8.10開催)

- ・足利市議会災害時BCP(業務継続計画)について
 - ① 災害対策支援本部運営要領(案)について
 - ② BCP本文(第2案)について
 - ③ 地区組織について

◇ 第5回懇談会 (H30.8.20開催)

- ・足利市議会災害時BCP(業務継続計画)について
 - ① 地区組織について
 - ② BCP本文(第2案)について

3. 全議員への説明（質疑応答）

総務企画防災常任委員懇談会での協議終了後、議員総会を開催し、計画案等を全議員に示した。

◇ 議員総会（H30.8.30開催）

- ・足利市議会基本条例の改正について
- ・足利市議会災害時BCP（業務継続計画）について
- ・足利市議会災害対策支援本部運営要領について
- ・その他
 - ① 今後の流れについて
 - ② 市民等への周知方法について

4. 本会議における関係条例の議決

平成30年8月31日開会の市議会本会議において、「足利市議会基本条例の改正について」を総務企画防災常任委員会の委員8名の連名により提出し、賛成多数により、原案のとおり即日議決した。

【条例の主な改正点】

- ・第3章の2として、「災害時の対応」を追加
- ・議会の体制の整備等(第13条の2)を追加
- ・災害対策支援本部(第13条の3)を追加

5. 業務継続計画等の決定

議会基本条例を議決した本会議終了後、議員総会を開催し、業務継続計画及び災害対策支援本部運営要領について協議、採決を行い、それぞれ案のとおり決定した。

◇ 議員総会 (H30.8.31開催)

- ・議会基本条例の改正に伴う関係規程等の策定について
 - ア 足利市議会災害時BCP(業務継続計画)(案)
 - イ 足利市議会災害対策支援本部運営要領(案)
- ・その他

◆ 足利市議会災害時BCPの主な特徴と概要

令和2年2月28日改正版

◇ 市議会災害対策支援本部の設置

- 議長、副議長、議会運営委員会委員により構成
- 議員からの災害情報収集や、市災害対策本部へ情報提供を一元的に行う

◇ 地区担当の設置

- 市域をエリアに分け、議長、副議長を除く全議員が、いずれか1つの地区を担当
- 災害時には、担当地区における被災状況や避難所等の情報収集を行い、市議会災害対策支援本部へ報告

1. 総則

(1) 概要・目的

二元代表制の趣旨に則り、議会に求められている迅速かつ適切な災害支援活動を行うことを定義

(2) 基本方針

ア 議会機能の早期回復

議事・議決機関等の機能を早期回復するために必要な措置をとる

イ 議員の行動指針

災害時における議員の行動指針、安全確保等に関する事項を定める

ウ 市との相互連携

災害時における市の応急対応に対する配慮と、議会の監視機能等を踏まえ、災害情報の共有を主体とする市との協力・連携体制を整備する

2. 想定する災害 ※足利市災害対策本部が設置される災害基準に準拠

| 種 別 | 基 準 |
|-----------|---|
| 震 災 | <ul style="list-style-type: none"> ① 市域に震度5強以上を観測したとき ② 災害警戒本部において災害対策本部の必要性が認められたとき ③ その他総合的な応急対策を必要としたとき |
| 風水害等 | <ul style="list-style-type: none"> ① 市内に気象注意報、気象警報、気象特別警報その他災害に関する情報が発表される等、大規模な災害発生のおそれがあるとき ② 市内に暴風雨、豪雨、洪水、大火、爆発等の災害が発生し、救助を要し、り災世帯数が100世帯以上に及ぶ又は及ぶおそれがあるとき ③ 市内に電車、バス、航空機等の交通機関の重大な事故により、多数の死傷者を生じたとき |
| 原子力 災害 | <ul style="list-style-type: none"> ① 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び市域において屋内退避又は避難が必要となるおそれのあるとき ② その他市長が災害対策本部の設置を必要と認めたとき |

3. 組織体制

(1) 災害対策支援本部（議長、副議長、議会運営委員会委員）

- ・市の災害対策本部設置後、議長が速やかに設置（組織は次のとおり）

| 役職（構成員） | 主な役割 |
|--------------------|---|
| 本部長（議長） | <ul style="list-style-type: none">・ 支援本部を設置・ 会議の事務を統括 |
| 副本部長（副議長） | <ul style="list-style-type: none">・ 本部長を補佐・ 本部長が欠けた場合には、その職務を代理 |
| 本部員 （議会運営委員会委員） | <ul style="list-style-type: none">・ 議会の機能維持のための資源確保（人的、情報通信、議場等）に関すること・ 議員と市対策本部との連絡調整に関すること・ 議員の招集等に関すること など |

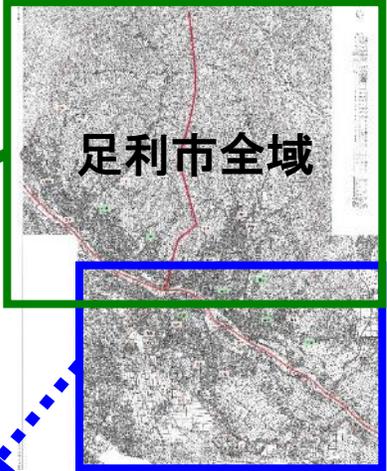
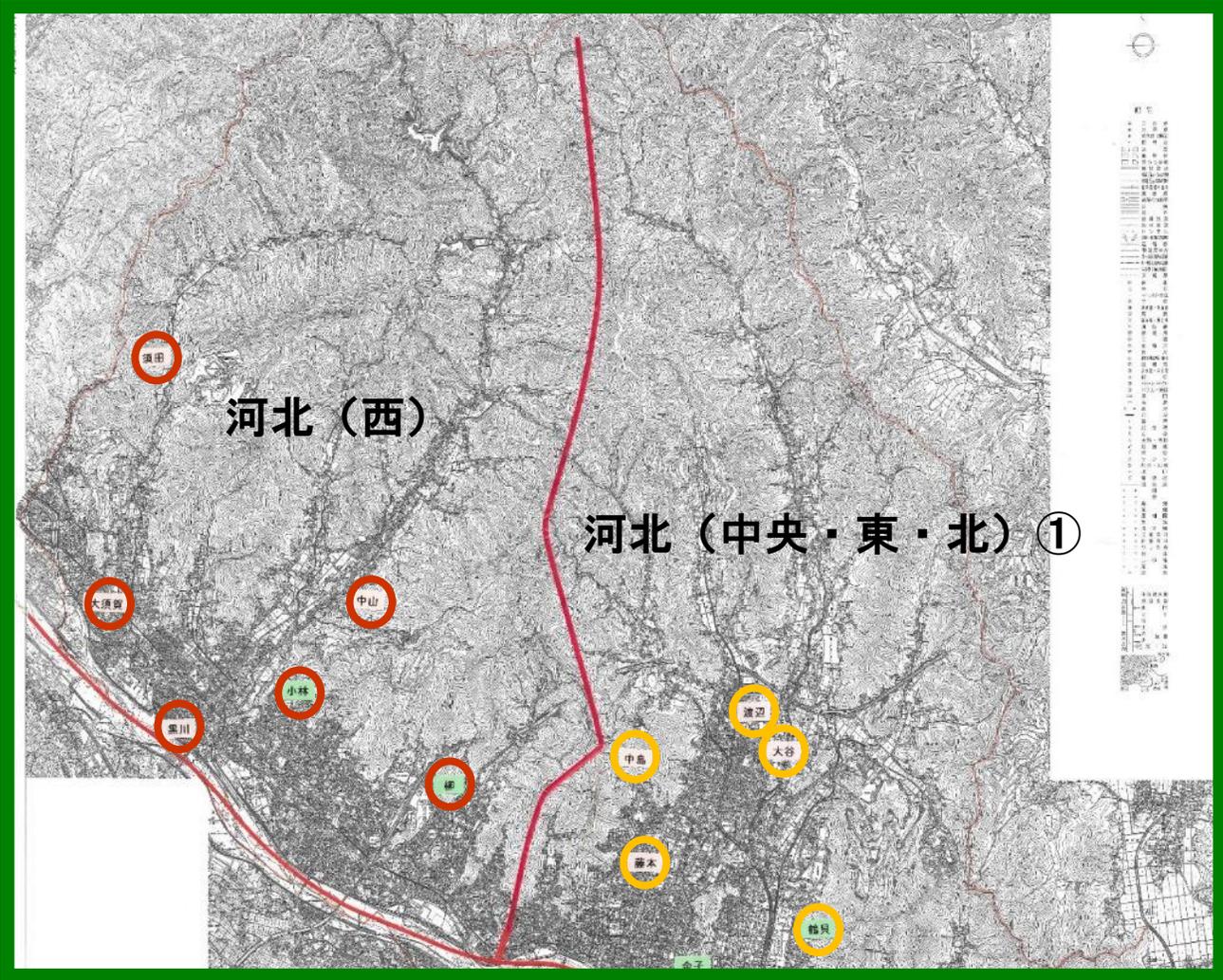
(2) 地区担当議員（議長、副議長を除く全議員）

- ・市域をエリアに分け、議員はいずれか1つの地区を担当
- ・地区の名称、区域、議員の割り当ては、議員の住所等を考慮して改選の都度、議長が定める。現在は「河北(中央・東・北)」「河北(南)」「河南」の3地区を設定

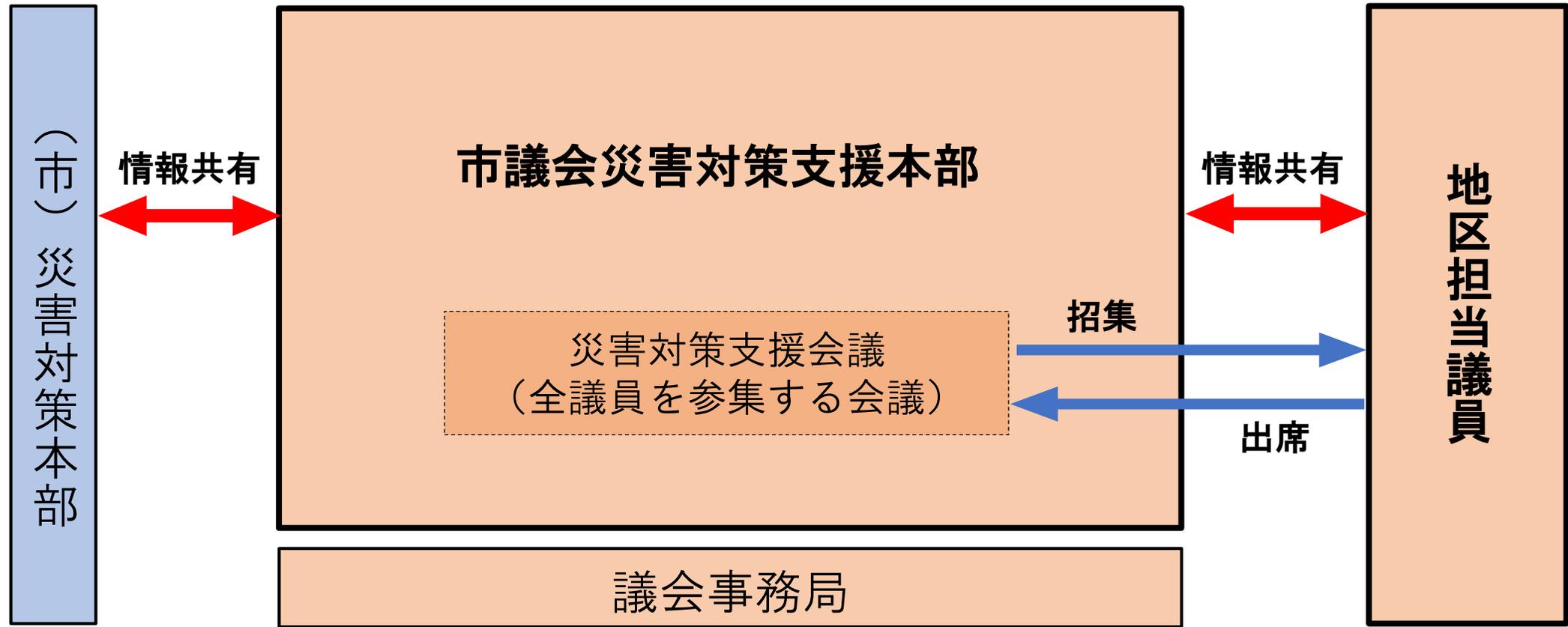
主な役割

- ・担当地区の被災状況や避難所等の状況を調査し、災害対策支援本部へ報告
- ・同支援本部から災害に関する情報を受けたときは、担当地区の住民へ速やかに情報を提供するように努める

《現在の地区割》



《組織図イメージ》



4. 各組織の活動及び議員の行動基準

【平時】

(1) 議員

ア 地区の災害対策の把握

日頃から担当地区の災害対策を把握しておく

イ 自身と家族の安全確保対策

日頃から自身と家族の安否確認等の手段を確保しておく

ウ 地域の消防団及び自主防災会などにおける活動

活動の性格上、災害時における議員の役割との競合が予想されることから、原則として組織の長等の役職には就任しない

(2) 議会事務局

ア 議員との連絡手段の確保

イ 本部設置に係る整備等

【災害初動期】

(1) 災害対策支援本部

- ・地区担当議員から提供された情報を整理し、市災害対策本部に提供
- ・市災害対策本部からの情報を地区担当議員に提供
- ・災害対策支援本部会議を定時開催し、当面の活動を協議

(2) 地区担当議員

- ・議会事務局が行う安否確認調査に回答後、自身と家族の安全が確保された段階で、地域の災害救援活動や災害復旧活動に協力・支援
- ・担当地区の被災状況等の情報を災害対策支援本部に提供、救助・救命など緊急性の高い情報については関係機関へ連絡

(3) 議会事務局

- ・通常業務に優先して速やかに災害対応の業務に当たる

【応急活動期】（発災から4～10日程度）

(1) 災害対策支援本部

- ・引き続き、地区担当議員から提供された情報を整理し、市災害対策本部に提供
- ・引き続き、市災害対策本部からの情報を地区担当議員に提供
- ・災害対策支援本部の今後の取組や日程等を検討
- ・災害対策支援会議(全議員による会議)を招集

(2) 地区担当議員

- ・引き続き、地域の災害救援活動や災害復旧活動に協力・支援
- ・引き続き、担当地区の被災状況等の情報を災害対策支援本部に提供、救助・救命など緊急性の高い情報については関係機関へ連絡

【復旧活動期】（発災から11日目以降）

(1) 災害対策支援本部

- ・市災害対策本部と連携する中で、同本部の活動に配慮した上で、必要に応じて被災や復旧の状況、今後の災害対応について説明を受ける
- ・議会開催のため、開催場所の確保など環境を整備

(2) 議会

- ・臨時会等を開催し、災害対策や必要経費等を速やかに審議
- ・迅速な復旧・復興の実現に向け、災害対策支援本部で検討・調整した内容について、国や県、その他関係機関に対しての要望活動等を実施
- ・市民の意見や要望等を踏まえながら、復旧・復興が迅速に進むよう、必要に応じて市に対する提案や提言、要望等を実施

5. 業務継続のための資源に関する対策

(1) 議員（人）

- 安全確保と安否確認をスタートとする
- 議員それぞれが明確な行動基準に基づき対応

(2) 連絡手段（通信）

- 複数の手段の確保（メイン通信、サブ通信手段を用意）
- 連絡体制の確立

(3) 議場（代替施設）

- 地域防災計画を参考に災害対策支援本部で協議し、議長が定める

(4) 食糧、飲料水

- 日ごろから議員各自で食糧と飲料水の3日分を目安に備蓄する

6. 災害発生時における連絡体制

(1) 議員の安否確認

- ・タブレット端末のアプリの機能を活用し、アンケート形式により自身の安否、居所及び連絡先を議会事務局へ報告

(2) 災害対策支援本部からの情報提供

- ・市災害対策本部からの情報提供については、原則タブレット端末へ送信

(3) 登録メールアドレスの変更等

- ・事前に議会事務局へ登録したメールアドレスを変更・削除する場合は、速やかに市議会事務局に報告

※ 災害用伝言ダイヤル等

- ・これらが使用不可のときは、災害用伝言ダイヤルなど通信手段を確保

7. 議員派遣の手続き

◇ 市議会災害時BCPに基づく活動の公務化

- ・災害対策支援本部設置後、公務災害補償等の対応を適切に行うため、速やかに議員派遣の手続きを実施(ただし、公務性は活動内容により判断されるため、2次災害に十分注意し、安全第一で行動する)
- ・議員派遣命令による公務の活動は、災害時BCPに基づく活動に限定

8. 議会の防災訓練

◇ 議員と議会事務局職員を対象とした防災訓練

- ・議会と事務局の体制や行動基準、非常時優先業務の内容などを検証・点検し、災害に対する危機意識を高める(毎年1回の実施に努める)

9. 計画の運用

(1) 市議会災害時BCPの見直し

- ・新たに得られた情報や、発見された課題等については、適切に計画に反映させ、計画を充実していくことが必要
- ・実施内容や手順等の変更についても、計画に反映させることが必要
⇒ 必要に応じ、適宜、継続的に改正を行う

(2) 見直し体制

- ・災害対策支援本部を構成する議員を中心に行う

◆ 策定後の取り組み

1. 先進自治体議会への視察

災害時BCPの運用に当たり、総務企画防災常任委員会において、神奈川県秦野市の「災害時等行動マニュアル策定の経緯と対策訓練の実施及び検証」について視察を実施



2. 災害時対策訓練の実施（第1回）

- ・**実施日時** 平成31年1月31日(木) am8:40～10:00
- ・**参加者** 全議員(24名)、議会事務局職員(4名)、
足利市危機管理課職員(2名／オブザーバー)
- ・**訓練内容**
 - ① シェイクアウト訓練
 - ② 災害対策支援本部立ち上げ訓練
 - ③ 安否確認訓練
 - ④ 情報提供訓練(地区議員 ⇒ 災害対策支援本部)
 - ⑤ 情報収集訓練及び市災害対策本部への情報提供訓練



① シェイクアウト訓練の様子



② 災害対策支援本部立ち上げ訓練



③ 安否確認訓練の様子



④ 情報収集訓練の様子

議事録
9時35分現在
安否確認状況

| | 安否状況 | | 被災なし | 被災あり | 重体・重症 | 軽症・その他 | 考察可否 | |
|----|------|-----|------|------|-------|--------|------|----|
| | 確認 | 未確認 | | | | | 可 | 不可 |
| 議員 | 23 | 1 | | 4 | | | 23 | |
| 家族 | | | | 1 | | 1 | | |

| 地区 | 第1報 | | 第2報 | |
|--------|------|----|------|----|
| | 時間 | 件数 | 時間 | 件数 |
| 中央・東・北 | 9:40 | 2 | 9:50 | 2 |
| 西 | 9:40 | 1 | | |
| 南 | 9:40 | 2 | | |

⑤安否確認等の状況

地区隊報告状況
（時分現在）

| 地区 | 災害状況の大きいもの | 身数 |
|--------|--|---------------------------|
| 中央・東・北 | <ul style="list-style-type: none"> 昭和通り、市民会館付近道路陥没、水道管破裂 (9:40) がけ崩れにより、自衛隊道路の中腹付近で通行不能 (9:40) 東山斜面の一部がけ崩れを起している (9:50) | 9:50 助入機 分隊2 12名 |
| 西 | 通り7丁目で通し、がけ崩れにより、県道桐生若舟線が通行不能 (9:40) | |
| 南 | <ul style="list-style-type: none"> 中橋陥没、車も自転車も通行不能 (9:40) 国道50号西新井陸橋陥没により、通行不能 (9:40) | |

⑥情報収集の状況

3. 市議会災害時BCPの改正（令和元年6月18日）

第1回訓練の結果を踏まえ、次の内容を改正した。

- ・地区組織（現在は廃止）に正副議長を除く支援本部員を加える。

※市議会においてタブレット端末を導入（令和元年8月）

4. 令和元年東日本台風への対応

(1) 足利市議会災害対策支援本部の設置

・設置日時 令和元年10月13日(日) am11:00

(2) 支援本部会議の開催（計3回開催）

| 開催日 | 案件名 |
|-----------|---|
| 10月13日(日) | ① 各地区組織の被害状況報告 ② 庁舎等の被害状況報告 ③ 安否確認結果 ④ 今後の議会日程 |
| 10月15日(火) | ① 緊急要望事項の提出 |
| 11月22日(金) | ① 活動報告 ② 災害対策支援本部の廃止 |

(3) 議員の安否確認

- ・対象者 全議員(24名)
- ・確認手段 タブレット端末のアプリの機能を活用(アンケート形式)
- ・確認日時 1回目:10月12日(土) pm6:00 / 23名が回答
2回目:10月13日(日) am8:00 / 21名が回答

(4) 災害情報の収集(市災害対策本部への情報提供)

- ・計107件(10月12日…35件、10月13日以降…67件)
《被害内訳》人的被害 0件、家屋等 13件、道路関係 27件、
河川関係 20件、田畑等 5件、土砂崩れ等 26件、
乗用車等 3件、その他 8件
- ※ 上記は地区担当議員からの報告件数(被害箇所数や戸数とは一致しない)

(5) 議員への情報提供

・計31報

《内訳》被災等の状況 17報、避難勧告の発令・解除等 6報、
その他(災害ごみ受入れ・専決処分通知等) 8報



11月15日開催の
第2回災害対策支援本部会議

(6) 台風第19号の被災に関する緊急要望事項の提出

- ・台風被害に関して取り急ぎ対応いただきたい事項を取りまとめ、10月16日に議長から市長へ提出

《要望項目》

- ① 災害ゴミ及び消毒等の対応について
- ② り災証明について
- ③ JR両毛線の代替輸送(バス等)について
- ④ 災害ボランティアについて
- ⑤ 市営住宅への入居(被災者)について
- ⑥ 被災した市民へのいち早い情報提供について



災害ごみの仮置き場

※ 市からの回答は、10月21日開催の全員協議会において行われた

(7) 臨時会の開催（令和元年11月15日）

- ・避難所の開設経費、被災住宅の応急修理費などの緊急を要する経費に関する市長専決処分事項承認、被災施設の復旧、被災者支援の事業費を計上した一般会計補正予算、特別会計補正予算を承認、可決
- ・一般会計補正予算に対し、他の被災自治体との均衡に配慮した災害見舞金給付制度の早期実現を求める附帯決議を全会一致で決議

(8) 足利市議会災害対策支援本部の廃止

- ・廃止日時 令和元年11月22日(金) am10:00 《設置期間:延べ41日間》

(9) 12月議会での対応

- ・被災者、被災企業の支援等事業費の追加を計上した一般会計補正予算、被災した保険者の介護保険料、国民健康保険税を減免するための条例改正案を可決

(10) 対応についての検証

- ・検証体制 災害対策支援本部員(8名)
- ・検証期間 令和元年12月11日～令和2年2月17日
- ・検証方法 市議会BCPに基づく災害への対応について、全議員からアンケートを回収し、課題や改善点などを検証
- ・検証結果 「令和元年台風第19号による足利市議会BCPに基づく対応の検証結果報告書」として取りまとめ、令和2年2月18日に全議員が出席する災害対策支援会議において決定
- ・主な検証内容
支援本部の設置、議員安否確認、災害情報の収集、議員への情報提供、地区組織、支援本部設置期間中の議員活動(公務取扱い)

5. 市議会災害時BCPの改正（令和2年2月28日）

令和元年東日本台風の対応を踏まえ、次の内容を改正した。

- ・地区組織の廃止、地区担当議員の設置
- ・連絡手段等の変更
- ・議員派遣手続の新設

6. 災害時対策訓練の実施（第2回）

- ・**実施日時** 令和2年6月27日(土) am10:00～11:30
- ・**参加者** 全議員(24名)、議会事務局職員(3名)、
- ・**訓練内容**

令和元年東日本台風と同規模の台風が発生したと想定して実施

- ① 災害対策支援本部立ち上げ訓練
- ② 安否確認訓練
- ③ 情報提供訓練(地区議員 ⇒ 災害対策支援本部)
- ④ 情報収集訓練及び市災害対策本部への情報提供訓練



訓練の様子

・ 訓練結果

① 災害対策支援本部立ち上げ訓練

- ・ 参集者数 8名全員
- ・ 参集時刻 通知後15分以内…4名、通知後15分～30分…4名
- ・ 参集手段 車…8名、自転車、徒歩、その他…なし

② 安否確認訓練

- ・ 報告人数 24名全員
- ・ 報告手段 タブレット端末アプリのアンケート…20名、
タブレット端末アプリの本文…2名、電話…2名
- ・ 報告時間 通知後15分以内…22名、通知後15分～30分…2名

③ 情報提供訓練

- ・ 報告件数 16件(異常なし含む)
- ・ 報告手段 PCメール…14件、FAX…1件、電話…1件
- ・ 報告時間 通知後15分以内…6件、15分～30分…6件、30分以上…4件

④ 情報収集訓練及び市災害対策本部への情報提供訓練

- ・ 情報提供 12件

おわりに…

令和元年東日本台風における市内での冠水の様子



ご清聴ありがとうございました。

足利市議会災害時BCP（業務継続計画）について

足利市議会災害時BCP（業務継続計画）

令和4（2022）年7月改正

【目 次】

| | |
|-----------------------------|----|
| 1 総則 | 1 |
| 2 想定する災害 | 2 |
| 3 組織体制 | 3 |
| 4 各組織の活動及び議員の行動基準 | 5 |
| 5 業務継続のための資源に関する対策 | 8 |
| 6 災害発生時における連絡体制 | 8 |
| 7 議員派遣の手続き | 10 |
| 8 議会の防災訓練 | 10 |
| 9 計画の運用 | 10 |
| ○ 別記様式（情報収集連絡表） | 11 |
| 参考 足利市議会災害対策支援本部運営要領 | 12 |
| 参考 代替庁舎候補施設一覧 | 15 |

1 総則

(1) 概要・目的

本議会は、二元代表制の趣旨に則り、議事機関・議決機関、住民代表機関として、市民の安全確保と災害復旧に向け、迅速かつ適切な災害支援活動を行うことが求められる。

足利市議会災害時業務継続計画（以下「議会BCP」という。）は、大規模災害時（以下、「災害時」という。）における議会機能の早期回復、市民の生命、財産を守るために必要な支援の実施及び市民生活の早期安定を目的とし、議会の組織体制、指揮系統等及び議員の行動基準について定めるものである。

※BCP：Business Continuty Plan（業務継続計画）。議会機能を概ね平常に運用できるまでの期間を想定し、当該期間における議会、議員等の役割や具体的な取り組み等について定めた計画をいう。

(2) 基本方針

ア 議会機能の早期回復

議会は、議事・議決機関として市の団体意思を決定するとともに、執行機関の事務執行をチェックすること、また、住民代表機関として市民ニーズの反映すること等、重要な役割を担っている。

災害時においても、この機能が早期回復できるよう必要な措置をとる。

イ 議員の行動指針

議員は、議会の機能を維持するために、その構成員としての役割を担うことが基本である。しかし、議員は災害時、特に災害初期にあっては、その役割とは別に、被災した市民の救援や被害の復旧のために、非常の事態に即応した地域の一員としての活動を果たす役割が求められる。

災害時における議員の行動指針及び議員自身の安全確保、安否確認等について必要な事項を定める。

ウ 市との相互連携

災害時においては、災害対応に実質的かつ主体的に当たるのは危機管理課をはじめとする行政の関係課である。議会は、議事・議決機関としての役割が基本であり、その範囲で災害に対応することが基本となる。

このことを踏まえ、特に災害初期において、市では職員が災害情報の収集や応急対策業務に奔走し、混乱上にあることが予想されることから、議員の情報収集や要請などの行動については、その状況と必要性を見極め、市の職員が初動体制や応急対応に専念できるよう配慮が必要である。

一方で、議会が自らの役割である監視機能と審議・議決機能を適正に実行するには、正確な情報を早期に収集しチェックすることが必要である。そのため議会と市は、それぞれの役割を踏まえて、災害情報の共有を主体とする協力・連携体制を整え災害対応に当たる必要がある。

2 想定する災害

想定する災害は、次表のとおりである。

議会BCPに定める議会の組織体制及び指揮系統等及び議員の行動基準は、市の災害対応と高い関連性を有していることから、足利市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）が設置される災害基準に準拠する。

表 1 想定する災害

| 種 別 | 基 準 |
|---------|--|
| 震 災 | ①市域に震度5強以上を観測したとき ②災害警戒本部において災害対策本部の必要性が認められたとき ③その他総合的な応急対策を必要としたとき |
| 風 水 害 等 | ①市内に気象注意報、気象警報、気象特別警報その他災害に関する情報が発表される等、大規模な災害発生のおそれがあるとき ②市内に暴風雨、豪雨、洪水、大火、爆発等の災害が発生し、救助を要し、り災世帯数が100世帯以上に及ぶ又は及ぶおそれがあるとき ③市内に電車、バス、航空機等の交通機関の重大な事故により、多数の死傷者を生じたとき |
| 原子力災害 | ①原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市域において屋内退避又は避難が必要となるおそれのあるとき。 ②その他市長が災害対策本部の設置を必要と認めたとき。 |

3 組織体制

(1) 災害対策支援本部の設置

議長は、災害時において、災害初期から議会機能を的確に維持するため市対策本部等の設置後、速やかに足利市議会災害対策支援本部（以下「支援本部」という。）を設置し、議員及び市対策本部にその旨を通知するものとする。支援本部は、議長と副議長、議会運営委員会委員で構成し、議会としての意思決定を行うに当たっての事前調整・協議の場としての役割を担うものとし、設置基準は次のとおりとする。

<主な役割>

| 役職 | 本部長 | 副本部長 | 本部員 |
|------|---------------------|-------------------------------|---|
| 構成員 | 議長 | 副議長 | 議会運営委員 |
| 議員名 | 栗原 | 小林 | 鶴貝、須田、横山、富永、中山 |
| 主な役割 | 支援本部を設置し、会議の事務を統括する | 本部長を補佐し、本部長が欠けた場合には、その職務を代理する | <p>本部長の指示のもと、次の役割に当たる</p> <p>① 議会の機能維持のための資源確保（人的、情報通信、議場等）に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援本部の運営 ・ 議員の安否確認 ・ 議員の参集 ・ 情報収集・伝達手段の確保 ・ 代替場所の選定 <p>② 議員と市対策本部との連絡調整に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害情報の収集・一元化 ・ 市本部への情報提供 ・ 市からの情報を議員に伝達 ・ 市の災害対策本部等との連携に関すること <p>③ 議員の招集等に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策支援会議（以下「支援会議」という。）の開催 ・ 本会議、委員会の開催 ・ 本会議、委員会の協議事項など <p>④ その他、災害対応に必要と考えられること</p> |

(2) 地区の設置

議長及び副議長以外の議員はいずれか1つの地区を担当する。

地区の名称及び対象区域並びに地区担当議員の割当ては、議員の住所等を考慮して議員の改選の都度議長が定める。(下記の地区担当議員一覧を参照)

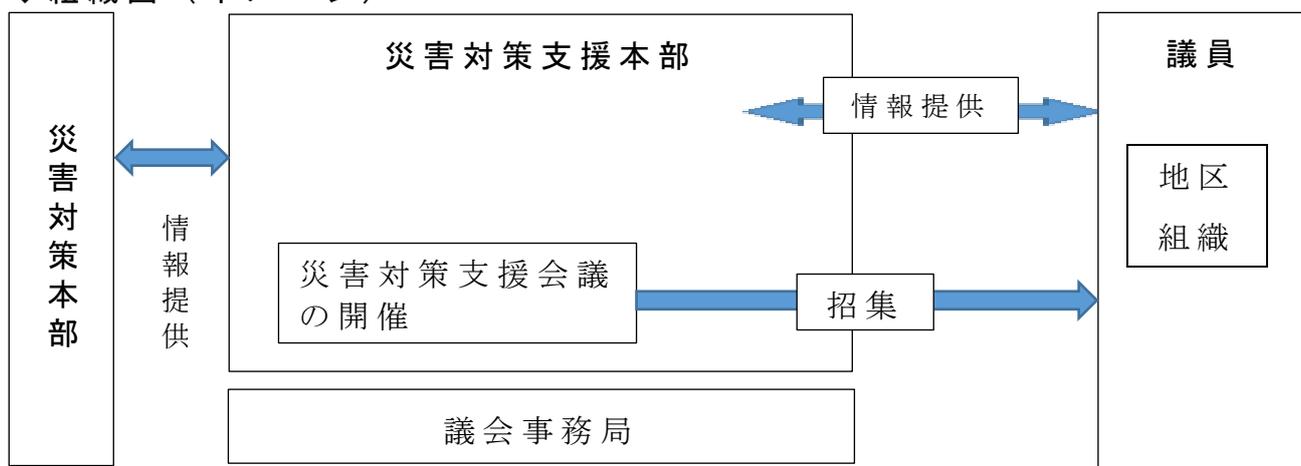
<主な役割>

- ① 担当地区の被災状況及び避難所等の状況を調査し、支援本部へ報告する。
- ② 支援本部から災害に関する情報を受けたときは、速やかに担当する地区の住民に当該情報を提供するように努める。

◆地区担当議員一覧

| | 地区 | 議員数 | 担当議員 |
|---|------------|-----|--|
| 1 | 河北(中央・東・北) | 11 | 富永、横山、鶴貝(支援本部員) 平塚、西田、渡辺、斎藤、金子、大谷、 中島、藤本 |
| 2 | 河北(西) | 5 | 中山、須田(支援本部員) 黒川、柳、大須賀 |
| 3 | 河南 | 6 | 尾関、荻原、吉田、杉田、末吉、鳥井 |
| | 合計 | 22 | |

◆組織図(イメージ)



4 各組織の活動及び議員の行動基準

平時

<議員>

ア 地区の災害対策の把握

日頃から担当地区の災害対策を把握しておく。

イ 自身と家族の安全確保対策

日頃から自身と家族の安否確認等の手段（メール、FAX等）を確保しておく。

ウ 地域の消防団及び自主防災会などにおける活動

消防団及び自主防災会などの活動の重要性については十分理解するところであるが、その活動の性格上、災害時における議員の役割との競合が予想されることから、原則として一構成員である団員にとどめ、消防団の団長、分団長、自主防災会の会長などの会長等の役職には就任しない。

<議会事務局>

ア 議員との連絡手段の確保

全議員貸与のタブレット端末によるLINEWORKS(以下「LINEWORKS」という。)のほかメール、FAX等、複数の連絡手段を確保しておく。

イ 本部設置に係る整備等

災害時に備え、日頃から緊急連絡や行動計画の訓練に努める。

災害発生時

◎初動期

(1) 議会の役割

議会BCPが対象とする災害が発生したとき、足利市議会は支援本部を設置し、市民の安全確保と災害復旧に向け、災害支援活動を行うための体制整備を行う。また、市対策本部が迅速かつ適切な災害対応に専念できるよう、必要な協力・支援を行う。

(2) 支援本部の役割

- ① 市対策本部の応急活動等が迅速に実施されるよう、議員から提供された地域の被災状況等の情報を整理し、支援本部を通して市対策本部に提供する。また、市対策本部からの情報を支援本部を通じて議員に提供する。
- ② 支援本部の定時開催等、当面の活動について協議する。

(3) 議員の基本的行動と役割

議員は、災害時に速やかに自身と家族の安全確保、安否確認を行う。議員安否確認については、市対策本部設置後、議会事務局からLINEWORKSで通知される安否確認調査（アンケート形式）により、議員本人の所在確認等の被災状況を報告し、自身と家族の安全が確保された段階で次の行動を行うものとする。

- ① 担当地区の災害救援活動及び災害復旧活動に協力・支援を行う。
- ② 市対策本部が応急活動等を迅速に行えるよう、地域の被災状況等の情報を原則メール（別記様式）により支援本部に提供する。
なお、救助・救命に係る情報は消防本部に緊急通報（「119」）するなど、緊急性の高い情報については関係機関へ連絡する。

(4) 議会事務局

市対策本部が設置された場合、市議会事務局は、通常業務に優先して速やかに災害対応の業務に当たるものとする。災害が勤務時間外に発生した場合においては、職員、家族の安全が確保された段階で、速やかに市議会事務局に参集し、災害対応業務に当たる。

- ① 来庁者の避難誘導、被災者の救出、支援を行う。
- ② 市議会事務局職員の安否を確認する。
- ③ 正副議長の安否を確認する。
- ④ 市役所本庁舎3階（議員控室等）にいる議員の安否を確認する。
- ⑤ 市役所本庁舎3階議会関連施設の被災状況を確認する。
- ⑥ 支援本部の開催を準備し、事務の補佐を行う。
- ⑦ 市対策本部との連絡体制を確保する。
- ⑧ 災害関係情報を収集・整理する。
- ⑨ 議会関係施設の被災状況により、会議場所の確保をする。

【Case 1】災害発生が勤務中における議会及び議員の行動

① 本会議、全員協議会、議員総会及び各派幹事長会議（以下「本会議等」という。）が開催中の場合

ア 議長は、直ちに本会議等を休憩し、出席者及び傍聴人の安全を確保する。

イ 議長は、災害の状況により、被害が想定される場合は、その日の本会議等を閉じることができる。

ウ 議長は、必要に応じて議員を待機させることができる。

② 常任委員会、特別委員会、議会運営委員会及び常任委員協議会（以下「委員会等」という。）が開催中の場合

ア 委員長は、直ちに委員会等を休憩し、出席者及び傍聴人の安全を確保したうえで、委員会等における被災状況を議長及び副議長（以下「議長等」という。）に報告する。

イ 委員長は、災害の状況により、被害が想定される場合は、その日の委員会等を閉じることができる。

ウ 議長は、必要に応じて議員を待機させることができる。

③ 常任委員会又は会派等による視察（出張）を行っている場合

ア 委員長又は会派代表者等視察団の責任者は、視察先にて災害等が発生したときには、速やかに被災状況等を議長等に報告する。

イ 視察団の責任者は、本市及び視察先の被災状況を勘案して必要があると認めたときは、視察を終了し帰市（管内視察にあっては帰庁）する。

ウ 議長等は、本市及び視察先の被災状況を勘案して必要があると認めたときは、視察団に対し、視察の終了又は帰市若しくは帰庁を命じることができる。

④ 議長等が出張している場合

ア 原則として、前記③と同様の対応とする。

イ 議長が出張中のときは、帰市又は帰庁するまでの間、副議長が議長の職務を行う。

【Case 2】災害発生が勤務外（本会議等及び委員会等が開催されていないとき並びに議員自身が登庁していない場合）における議会及び議員の行動

- ア 議員は、災害が発生した時は、自身や家族等の安全を確認し、速やかに安全な場所に避難したうえで、自らの安否とその居所及び連絡先を、LINEWORKS で通知される安否確認調査（アンケート形式）により連絡する。
- イ 議員は、支援本部の指示があるまでは、担当地区の活動に専念する。
- ウ 議員は、地域における被災者の安全確保、避難場所への誘導等にできる限り協力する。ただし、議長等からの登庁の指示があったときは、速やかに登庁する。

◎ 応急活動期（４日から１０日程度）

(1) 支援本部の役割

- ① 発災時から継続して市対策本部と連携し、支援本部で収集・整理した情報を市対策本部へ提供するとともに全議員へ情報提供する。
- ② 支援本部の今後の取り組みや日程等について検討を始める。
- ③ 支援会議の開催
議長は、支援会議を招集する。
会議等の情報については、原則、LINEWORKS により全議員に周知する。

(2) 議員の役割（初動期から継続）

- ① 地域の災害救援活動及び災害復旧活動に協力・支援を行う。
- ② 市対策本部が応急活動等を迅速に行えるよう、地域の被災状況等の情報を原則メール（別記様式）により支援本部に提供する。
なお、救助・救命に係る情報は消防本部に緊急通報（「119」）するなど、緊急性の高い情報については関係機関へ連絡する。
- ③ 支援本部からの情報を市民に提供するように努める。

◎ 復旧活動期（１１日目以降）

(1) 支援本部の役割

- ① 応急活動期から継続して、市対策本部と連携する。市対策本部の活動状況に配慮したうえで、必要に応じ、市対策本部に対して、被災や復旧の状況及び今後の災害対応について説明を受ける。
- ② 議会開催のため、開催場所の確保などの環境整備を行う。

(2) 議会の役割

- ① 臨時議会等を開催し、災害対策及び必要経費等を速やかに審議する。
- ② 迅速な復旧・復興の実現に向け支援本部で検討・調整した内容について、国・県その他の関係機関に対し、要望するなどの活動を行う。
- ③ 議会・議員が把握した市民の意見、要望等を踏まえながら、復旧・復興が迅速に進むよう市対策本部に対し、必要に応じて提案、提言及び要望等を行う。

5 業務継続のための資源に関する対策

(1) 議員（人）

- ① 安全確保と安否確認がスタートとなる。（別記様式1）
- ② 議員それぞれが明確な行動基準に基づき対応する。

(2) 連絡手段（通信）

- ① 複数の手段の確保（メイン通信、サブ通信手段を用意）
- ② 連絡体制の確立（6 災害発生時における連絡体制を参照）

(3) 議場（代替施設）

災害時、支援本部は市役所本庁舎3階が使用可能かを確認し、使用不可能な場合の代替施設は、足利市地域防災計画で定める代替庁舎候補施設を参考に協議の上、議長が定める。（別紙 代替庁舎候補施設一覧を参照）

(4) 食糧、飲料水

日ごろから議員各自で、食糧と飲料水の3日分を目安に備蓄すること。

6 災害発生時における連絡体制

(1) 安否確認等

ア 災害が発生し、市対策本部が設置されたときは、議会事務局職員は、速やかに LINEWORKS により議員の安否確認等を行う。

議員は LINEWORKS（アンケート回答形式）により自身の安否、居所及び連絡先を議会事務局へ報告する。

なお、LINEWORKS が使用不能の場合は次の方法により市議会事務局に連絡するものとする。

Email : gikai@city.ashikaga.lg.jp

TEL : 0284-20-2204

FAX : 0284-21-2334

イ 支援本部からの情報提供

支援本部からの情報提供については、足利市災害対策本部からの情報を適宜、全議員配付資料として原則 LINEWORKS により提供する。

ウ 登録メールアドレスの変更等について

議員は、登録メールアドレスを変更・削除する場合は、その都度、市議会事務局にその旨を連絡するものとする。

※災害用伝言ダイヤル等

LINEWORKS や電話、メールの通信機能が使えないときは、災害用伝言ダイヤル（「171」）を利用するなど通信手段を確保する。

○災害用伝言ダイヤル（171）の基本的操作方法

| 伝言の録音方法 | |
|---|--|
| <p>【電話で録音】</p> <p>「171」をダイヤル ▽ 録音は「1」を入力 ▽ 「0284-20-2204」 （市議会事務局の電話）を入力 ▽ 「1」を入力 ▽ メッセージを録音（30秒以内） ▽ 「9」で終了</p> | <p>【インターネットで登録】</p> <p>「web171」へアクセス (https://www.web171.jp) ▽ 利用規約に「同意」 ▽ 「0284-20-2204」 （市議会事務局の電話）を入力 ▽ メッセージを入力 ▽ 伝言の登録</p> |

| 伝言の再生方法 | |
|--|--|
| <p>【電話で確認】</p> <p>「171」をダイヤル ▽ 再生は「2」を入力 ▽ 「0284-20-2204」 （市議会事務局の電話）を入力 ▽ 「1」でメッセージの再生開始 ▽ 繰り返し再生は「8」を入力 次の伝言の再生は「9」を入力 ▽ 再生後のメッセージの録音は 「3」を入力</p> | <p>【インターネットで確認】</p> <p>「web171」へアクセス (https://www.web171.jp) ▽ 利用規約に「同意」 ▽ 「0284-20-2204」 （市議会事務局の電話）を入力 ▽ メッセージを確認 ▽ 返信のメッセージの登録</p> |

7 議員派遣の手続き

議長は、支援本部を設置したときは、議員の活動について公務災害補償等の対応を適切に行うため、速やかに議員派遣の手続きを行う。

ただし、この議員派遣命令がただちに公務災害補償の対象となるわけではなく、公務性は活動の内容により判断されるため、議員においては2次災害が起こらないように服装や行動範囲、活動内容に十分注意し、安全第一で行動する。

また、議会BCPに基づく公務としての活動とその他の議員活動を区別するため、議員派遣命令による公務としての活動は、災害初動期における担当地区の災害救援及び復旧活動の協力・支援、情報収集、並びに支援本部員としての活動に限る。ただし、本部長が必要と認める場合はこの限りではない。

8 議会の防災訓練

議会BCPの作成を踏まえ、災害時における議会と議会事務局の体制や行動基準、非常時優先業務の内容などを検証・点検し、より実効性のあるものとするため、併せて災害に対する危機意識を高める観点から、議員と議会事務局職員を対象とした防災訓練（机上訓練・図上演習など含む。）の毎年1回の実施に努める。

9 計画の運用

(1) 議会BCPの見直し

議会BCPに基づく必要資源の確保や防災訓練などの実施により得られた情報、新たに発見された課題などについては、適切に計画に反映させ、計画を充実させていく必要がある。また、検討課題に対する対策が完了した場合や実施すべき内容・手順などに変更が生じた場合においても、それらを計画に反映させる必要があることから、議会BCPはその必要の都度、適宜継続的に改正を行うものとする。

(2) 見直し体制

議会BCPの見直しは、支援本部を構成する議員（正副議長及び議会運営委員）を中心に行うものとする。

情報収集連絡表

NO _____

令和 年 月 日

| | | | | | | | |
|-----------------------------|--------------------------------|------------------------------------|--------------------------------|---------------------------------|---|-----|--|
| 覚知日時 | 月 日 時 分 | | | 受信者 | | 議事課 | |
| | | | | | | 氏名 | |
| | | | | | 電話番号 | | |
| 1 通報者 (議員氏名) | 住所 | | | | 電話番号 | | |
| | 議員氏名 | | | | コード | | |
| 2 被害箇所 (目標物) | (町名) | | | | | | |
| (自治会名) | | | | | | | |
| 3 被害種別 (通報概要) | 種別 | 項目 | 件数 | 項目の種類 | | | |
| | 301 | <input type="checkbox"/> 人的被害 | - | (①死者 ②行方不明者 ③重傷者 ④軽症者) | | | |
| | 302 | <input type="checkbox"/> 住家被害 | - | (①全壊 ②半壊 ③一部破損 ④流出 ⑤床上浸水 ⑥床下浸水) | | | |
| | 303 | <input type="checkbox"/> 非住家被害 | - | (①全壊 ②半壊 ③一部破損 ④流出 ⑤床上浸水 ⑥床下浸水) | | | |
| | 304 | <input type="checkbox"/> 田・畑被害 | - | (①浸水 ②冠水 ③流出 ④埋没 ⑤その他) | | | |
| | 305 | <input type="checkbox"/> 道路被害 | - | (①冠水 ②流出 ③決壊 ④埋没) | | | |
| | 306 | <input type="checkbox"/> 橋梁被害 | - | (①流失 ②落下 ③撤去 ④その他) | | | |
| | 307 | <input type="checkbox"/> 堤防被害 | - | (①流失 ②決壊 ③崩壊 ④埋没) | | | |
| | 308 | <input type="checkbox"/> 排水路・用水路越水 | | | | | |
| | 309 | <input type="checkbox"/> 崖(土砂)崩れ | | | | | |
| | 310 | <input type="checkbox"/> 倒木 | | | | | |
| | 311 | <input type="checkbox"/> 水道 | | | | | |
| | 312 | <input type="checkbox"/> 電気 | | | | | |
| | 313 | <input type="checkbox"/> ガス | | | | | |
| | 314 | <input type="checkbox"/> ブロック塀等 | | | | | |
| | 315 | <input type="checkbox"/> その他 | | | | | |
| 4 被害内容及び参考事項 | | | | | | | |
| 応急対策調査依頼先及び他連絡先 (議員記入不要) | <input type="checkbox"/> 受信課 | | <input type="checkbox"/> 消防本部 | | <input type="checkbox"/> 危機管理課 | | |
| | <input type="checkbox"/> 行政管理課 | | <input type="checkbox"/> 農林整備課 | | <input type="checkbox"/> 道路河川(保全・整備)課 | | |
| | <input type="checkbox"/> 工務課 | | <input type="checkbox"/> 下水道課 | | <input type="checkbox"/> その他(課) | | |
| 5 備考 | | | | | | | |

☆ 議員は網掛け欄を記入(入力)する。

危機管理課使用欄

報告等の状況 県報告 議会報告 報道機関

○足利市議会災害対策支援本部運営要領

(平成30年8月31日制定)

(令和元年6月18日改正)

(令和2年2月28日改正)

(趣旨)

第1条 この要領は、足利市議会基本条例（平成25年足利市条例第25号）第13条の3第2項の規定に基づき、足利市議会災害対策支援本部（以下「支援本部」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 支援本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 議員の安否、居所、連絡手段等の掌握に関すること。
- (2) 議員の招集に関すること。
- (3) 議員への災害に関する情報の提供に関すること。
- (4) 議員からの災害に関する情報の収集及び整理集約した情報の足利市対策本部（以下「市対策本部」という。）への提供に関すること。
- (5) 国、県その他関係機関への要望等に関すること。
- (6) 市対策本部からの依頼事項の実行に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか災害対策のため特に必要な事項

(組織等)

第3条 支援本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長は、議長をもって充て、支援本部の事務を統括する。

3 本部長は、支援本部を招集する。

4 本部長は、必要と認めるときは支援本部に第7条第2項に規定する地区担当議員の出席を求め説明又は意見を聞くことができる。

5 副本部長は、副議長をもって充て、支援本部長を補佐し、支援本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 本部員は、議会運営委員をもって充てる。

(支援本部の設置場所等)

第4条 支援本部の設置場所は、足利市役所本庁舎3階応接室とする。ただし、災害により足利市役所本庁舎が使用できない場合は、あらかじめ優先順位を付して定めた場所のうちから議長が指定する。

2 議長は、支援本部を設置したときは、議員及び市対策本部にその旨を通知するものとする。

3 支援本部の構成員は、前条第3項に規定する招集があったときは、第1項に規定する設置場所に直ちに参集しなければならない。

(支援本部の解散)

第5条 議長は、次に掲げる場合において、災害の応急対策、復旧、復興等に措置が講じられていると認められるときは、支援本部に諮り支援本部を解散する。

(1) 市対策本部が解散された場合

(2) 定例会又は臨時会が開会された場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか常任委員会等にその職務を引き継ぐことが適当と認められた場合

(災害対策支援会議)

第6条 本部長は、情報共有のため議員への説明が必要となる場合、災害対策支援会議(以下「支援会議」という。)を開催することができる。

2 支援会議は、議員全員をもって構成する。

3 支援会議の議題は、本部長が支援本部に諮って決定する。

4 本部長又は副本部長に事故あるとき又は欠けたときは次の表に掲げる順位に従い、その職にあるものが職務を代理する。

| 順位 | 職名 |
|-----|------------------|
| 第1位 | 議会運営委員会 委員長 |
| 第2位 | 議会運営委員会 副委員長 |
| 第3位 | 総務企画防災常任委員会 委員長 |
| 第4位 | 総務企画防災常任委員会 副委員長 |

(地区担当議員)

第7条 議員は、それぞれ担当を割り当てられた地区を中心に、事情に規定する業務を行うものとする。

2 地区の名称及び対象区域並びに地区を担当する議員(次条において「地区担当議員」という。)の割当ては、議員の住所等を考慮して議員の改選の都度議長が定める。

3 議長及び副議長を除き、議員は、いずれか一の地区を担当するものとする。

(地区担当議員の業務)

第8条 地区担当議員は、次に掲げる業務を行い、その結果を支援本部に報告するものとする。

(1) 平時の地区の災害対策の課題の把握

(2) 災害時の被災地、避難所等の状況調査及び情報収集

2 地区担当議員は、支援本部から災害に関する情報を受けたときは、速やかに担当する地区の住民に当該情報を提供するように努める。

(庶務)

第9条 支援本部の庶務は、議会事務局において処理するものとする。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、支援本部の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年6月18日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年2月28日から施行する。

代替庁舎候補施設一覧

1 足利市役所本庁舎に災害対策本部を設置できない場合の代替庁舎候補施設

| 大規模地震時・大規模洪水時 | |
|--------------------------------------|--|
| ・消防本部 ・生涯学習センター ・さいこうふれあいセンター ・河南消防署 | |

2 足利市業務継続計画に定める本庁舎等（本庁舎、本庁舎別館及び教育庁舎）が使用できない場合の代替庁舎候補施設

| NO | 施設名 (所在地) | 本庁舎から の直線距離 | 事務室・会 議室・ホー ル等の面積 | 備考 |
|----|-------------------------------------|----------------|-------------------------|---|
| 1 | 消防本部 (大正町 863) | 1 km 以内 | 110 m ² | 消防業務を行っているため、代替庁舎としての利用範囲は、最小限にする必要がある。 |
| 2 | さいこうふれあいセンター (西宮町 2838) | 1 km 以内 | 800 m ² | 地域防災計画において、指定避難所としての利用範囲は、最小限にする必要がある。 |
| 3 | さいこうふれあいセンター 屋内運動場 (西宮町 2838) | 1 km 以内 | 720 m ² | |
| 4 | 生涯学習センター (相生町 1-1) | 1 km 以内 | 1,650 m ² | |
| 5 | 織姫公民館 (通6丁目 3165-1) | 1 km 以内 | 770 m ² | |
| 6 | 市立図書館 (有楽町 832) | 1 km 以内 | 340 m ² | |
| 7 | 市民体育館 (大橋町 1丁目 2007-3) | 2 km 以内 | 2,300 m ² | 地域防災計画において、遺体安置所として位置づけられているため、代替庁舎として利用する場合には考慮する必要がある。 |
| 8 | 助戸公民館本館 (助戸仲町 453-2) | 2 km 以内 | 580 m ² | |
| 9 | 助戸公民館ホール棟 (助戸仲町 453-2) | 2 km 以内 | 300 m ² | |
| 10 | 市民プラザ本館 (朝倉町 264) | 2 km 以内 | 180 m ² | 地域防災計画において、帰宅困難者滞在用施設として位置づけられているため、代替庁舎として利用する場合には考慮する必要がある。 |
| 11 | 市民プラザ西館 (朝倉町 264) | 2 km 以内 | 750 m ² | |
| 12 | 市民プラザ身体障害者 スポーツセンター (朝倉町 264) | 2 km 以内 | 810 m ² | |
| 13 | 山辺西部土地画整理事務所 (八幡町 830-17) | 2 km 以内 | 150 m ² | |
| 14 | 山辺公民館本館 (堀込町 3843) | 3 km 以内 | 300 m ² | |
| 15 | 山辺公民館ホール棟 (堀込町 3843) | 3 km 以内 | 200 m ² | |
| 16 | 三重公民館 (五十部町 472) | 3 km 以内 | 270 m ² | |

| NO | 施設名 (所在地) | 本庁舎から の直線距離 | 事務室・会 議室・ホー ル等の面積 | 備考 |
|----|-----------------------------|----------------|-------------------------|---|
| 17 | 三重体育館 (五十部町 456-1) | 3 km 以内 | 840 m ² | |
| 18 | 北郷公民館本館 (利保町 2 丁目 14-1) | 3 km 以内 | 380 m ² | |
| 19 | 河南消防署 (堀込町 190-1) | 4 km 以内 | 80 m ² | 消防業務を行っているため、代替庁舎としての利用範囲は、最小限にする必要がある。 |
| 20 | 毛野公民館 (八柵町 390-1) | 4 km 以内 | 400 m ² | |
| 21 | 毛野体育館 (山川町 55-1) | 4 km 以内 | 910 m ² | |
| 22 | 山前公民館 (鹿島町 630-1) | 4 km 以内 | 460 m ² | |
| 23 | 地域福祉会館 (山下町 1312-1) | 4 km 以内 | 330 m ² | 地域防災計画において、緊急消防援助隊及び広域緊急援助隊の後方活動及び野営の拠点として位置づけられているため、代替庁舎として利用する場合には考慮する必要がある。 |
| 24 | 矢場川公民館 (里矢場町 1643-1) | 4 km 以内 | 330 m ² | |
| 25 | 御厨公民館 (百頭町 2024-1) | 5 km 以内 | 620 m ² | |
| 26 | 梁田公民館 (福富町 398-2) | 5 km 以内 | 330 m ² | |
| 27 | 名草公民館 (名草中町 1111-1) | 6 km 以内 | 270 m ² | |
| 28 | 三和公民館 (松田町 703-2) | 6 km 以内 | 340 m ² | |
| 29 | 葉鹿公民館 (葉鹿町 1 丁目 20-5) | 6 km 以内 | 330 m ² | |
| 30 | 富田公民館 (駒場町 749-2) | 8 km 以内 | 330 m ² | |
| 31 | 筑波公民館 (小曾根町 515) | 8 km 以内 | 330 m ² | |
| 32 | 久野公民館 (久保田町 180-1) | 8 km 以内 | 340 m ² | |
| 33 | 小俣公民館 (小俣町 1508-5) | 8 km 以内 | 300 m ² | |
| 34 | 小俣公民館体育室棟 (小俣町 1508-5) | 8 km 以内 | 560 m ² | |

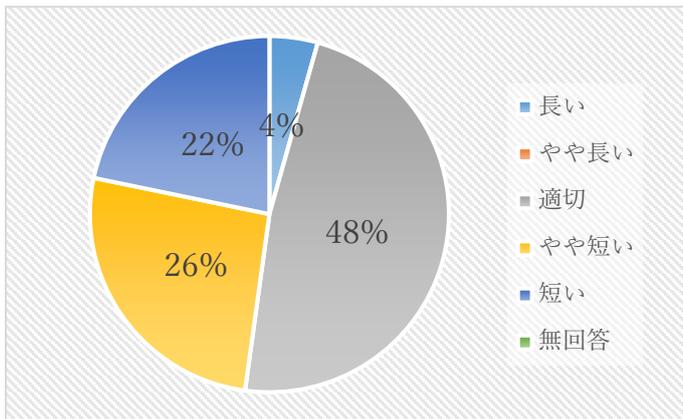
グループ一覧表

| A | B | C | D | E | F |
|-------------------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|---------------|
| 足利市消防団（23名／正副団長4名、分団長19名）※当日クジにより決定 | | | | | |
| 第9分団 松島 孝征 | 副団長 保立 公則 | 第3分団 中村 博一 | 第4分団 田島 勤也 | 副団長 中村 文孝 | 団長 樋口 泰正 |
| 第12分団 小竹 司 | 副団長 山本 直紀 | 第6分団 穴原 政明 | 第7分団 関根 章雄 | 第1分団 栗原 貞明 | 第2分団 本間 貢 |
| 第14分団 稲毛 孝生 | 第15分団 柳田 伸樹 | 第11分団 入江 文彦 | 第8分団 落合 慶治 | 第17分団 檜村 信路 | 第5分団 赤荻 清司 |
| / | 第16分団 栗田 勝実 | 第19分団 藍場 博文 | 第10分団 大田 正幸 | 第18分団 田島 一秀 | 第13分団 柿沼 仁 |
| 足利市議会（24名）※波線はグループの進行役 | | | | | |
| <u>平塚 茂</u> | <u>須田 瑞穂</u> | <u>杉田 光</u> | <u>中島 真弓</u> | <u>斎藤 昌之</u> | <u>鳥井 康子</u> |
| 総合司会 (金子裕美) | 尾関 栄子 | 冨永 悦子 | 西田 智男 | <u>大谷 弥生</u> | 中山 富夫 |
| 黒川 貫男 | 渡辺 悟 | 柳 収一郎 | 荻原 久雄 | 栗原 収 | 大須賀幸雄 |
| 吉田 晴信 | 横山 育男 | 小林 貴浩 | <u>末吉 利啓</u> | 鶴貝 大祐 | 藤本 秀樹 |

別紙4 / アンケートの集約結果

足利市消防団 23 名の出席者すべての皆様からアンケートにご協力をいただきました（回答率 100%）。ありがとうございました。

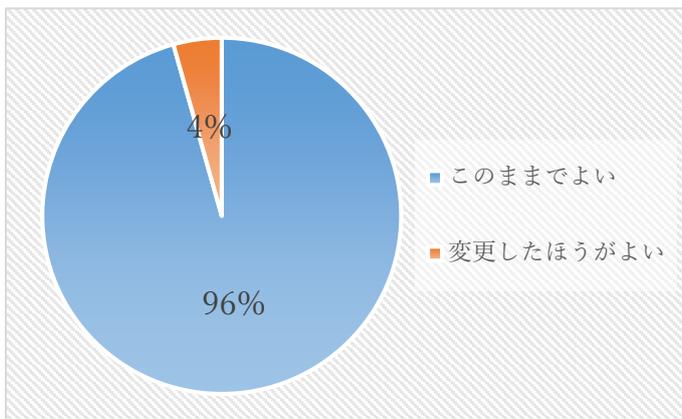
問1. 意見交換会の時間は適切でしたか？



「適切」と感じられた方が最も多く約半数。「長い」と感じるよりも、「短い」と「やや短い」合わせて 48%と約半数の方々から、もっと時間があつた方がよいと受け止められる回答をいただきました。

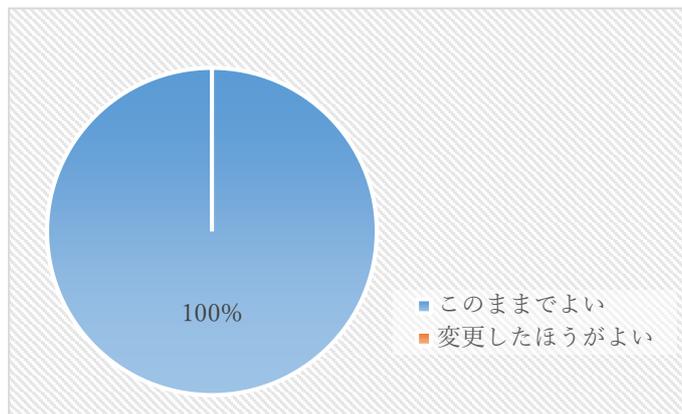
問2. 意見交換会の開催日時、場所はどうか？

(1) 開催時期について



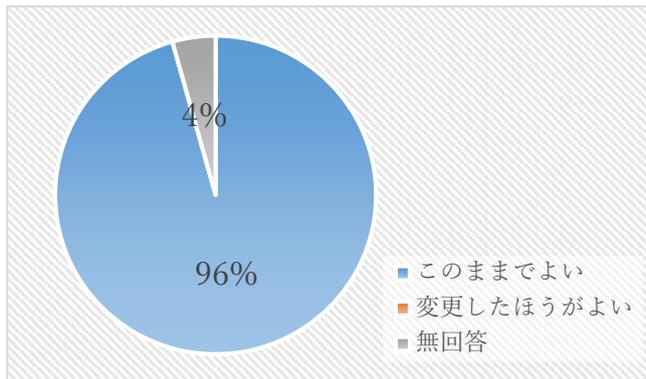
「変更したほうがよい」場合には、春夏秋冬のほか、お盆休みや年末年始といった選択肢を用意しましたが、22 名 96%の方が「11 月のこの時期でよい」と回答。「変更したほうがよい」1 件は、春や夏に開催してはどうかとの提案でした。

(2) 時間帯について



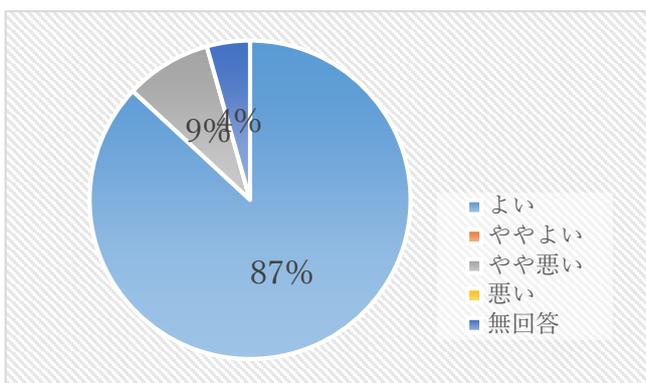
実施の時間帯は、午後 7 時から 90 分間でしたが、全員の方から「このままでよい」とご回答いただきました。この時間であれば、仕事等の都合をつけて参加が可能であることがわかりました。

(3) 開催場所について



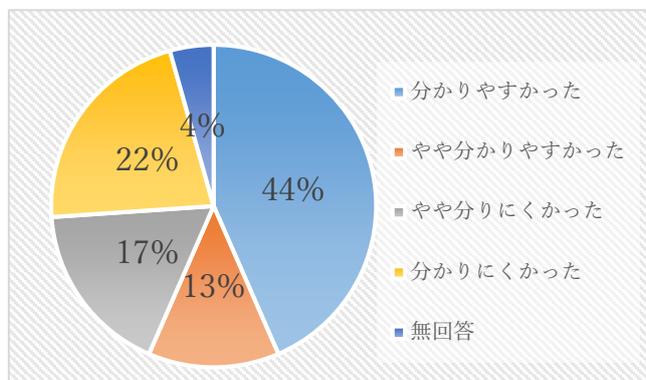
22名の96%の方が「議場」で開催した今回の議会報告会・意見交換会を評価いただけたものと分析できます。ただし、「変更したほうがよい」意見に、「机が欲しかった」とあったように、車座の意見交換会では、メモを取るための改善の必要が認められます。

問3. 車座形式での実施についてはいかがでしたか？



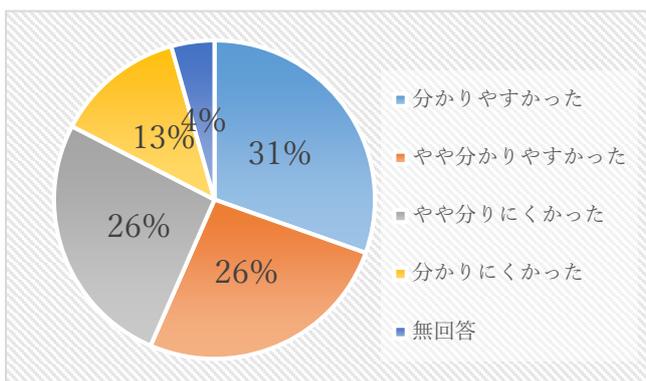
「よい」と感じられた方が最も多く20人で87%。一方で「やや悪い」と回答いただいたのは2件で9%でした。車座形式によって「楽しかった」「自由に発言することができた」と概ね評価をいただいたと考えられます。

問4. 説明についてはいかがでしたか。



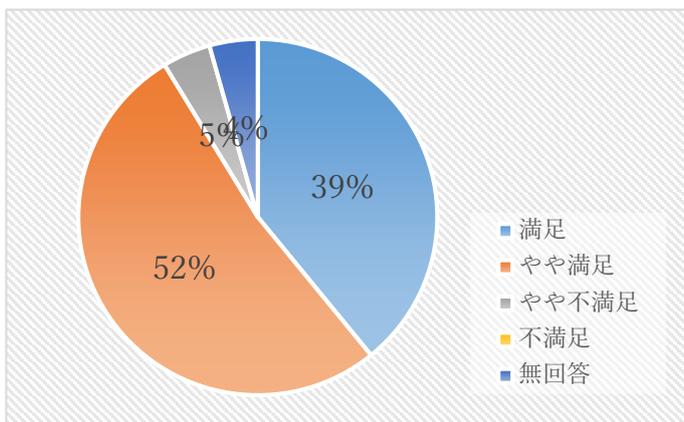
「分かりやすかった」「やや分かりやすかった」合わせて13人で57%と過半数の評価をいただきました。「わかりにくかった」点としては、スライドが見づらいことや、展開が早すぎたとの意見がありました。スライドの作成等に改善の余地が認められます。

問5. 資料についてはいかがでしたか。



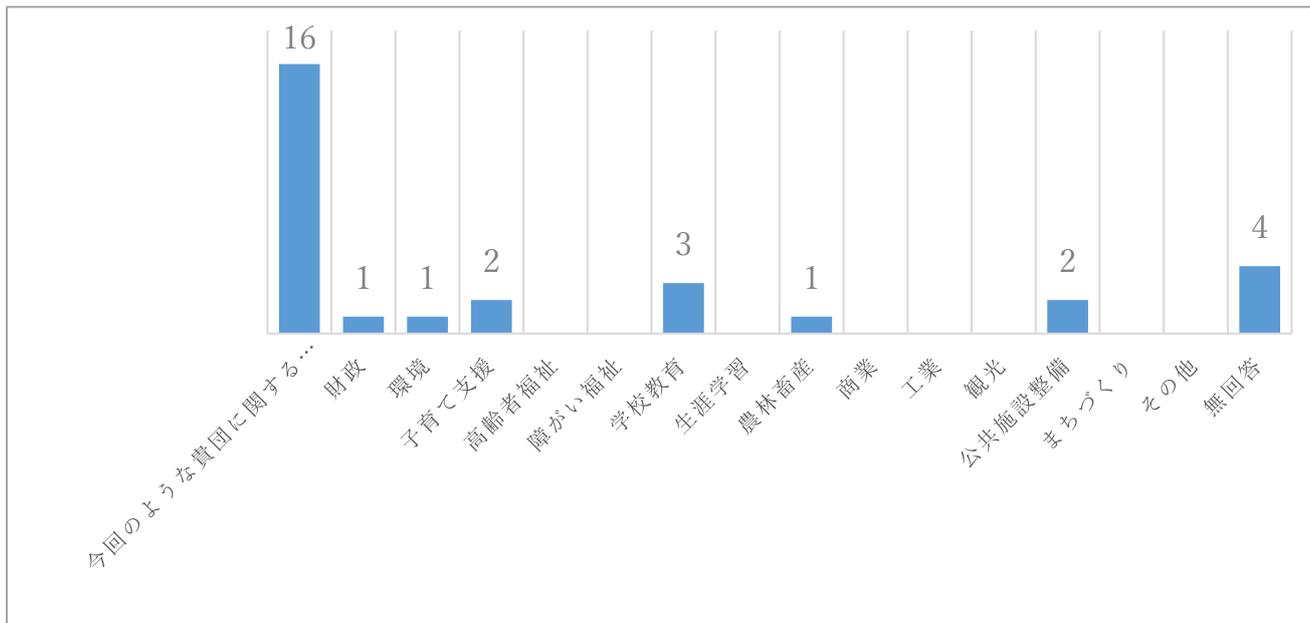
「分かりやすい」「やや分かりやすい」合わせて13人で過半数でしたが、資料が多くて読む時間が足りないという意見も寄せられました。資料についても改善の余地が認められます。

問6. 今回の意見交換会の総合的な満足度をお聞かせください。



「満足」が「やや満足」と合わせ 22 名の 92%と 9 割を超える皆さんにプラス評価をいただく一方で、「やや不満足」とのご回答もいただきました。今回の議会報告会・意見交換会を開催したことについては評価をいただいたものと分析できます。

問7. 今後このような機会があるとすれば、市議会とどのようなテーマで意見交換をしたいですか。(複数回答可)



問8. 「意見交換会」に関するご意見がありましたら、自由に記入してください。

| | |
|---|--|
| 1 | とてもいい機会だったと思う。話す機会がないので。 |
| 2 | 大変よかった。またよろしくお願いします。 |
| 3 | 実りある意見交換でした。定期的にお話合いができるといいですね。楽しいひとときでした。ありがとうございました。 |
| 4 | せっきくの意見交換だったため、是非変化を期待したい。 |

足利市消防団との意見交換会アンケート

本日はお忙しい中、貴重なお時間をいただきありがとうございました。

今後の参考とさせていただきたく、本日の意見交換会に関するアンケートにご協力をお願いいたします。

問1. 意見交換会の時間は適切でしたか。

- 1 長い
- 2 やや長い
- 3 適切
- 4 やや短い
- 5 短い

問2. 意見交換会の開催日時、場所はどうか。

(1) 開催時期

- 1 このままでよい
- 2 変更したほうがよい

→2と回答した方のみ

どの時期が最も都合がよいですか

- 1 春
- 2 夏
- 3 お盆休み前後
- 4 年末年始前後
- 5 冬

(2) 時間帯

- 1 このままでよい
- 2 変更したほうがよい

→2と回答した方のみ

どの時間帯が最も都合がよいですか

- 1 平日の昼
- 2 土日の昼
- 3 土日の夜

アンケートは裏面に続きます。

(3) 開催場所

- 1 このままでよい
- 2 変更したほうがよい

→2と回答した方のみ

どのような場所で開催したほうがよいですか

[]

問3. 車座形式での実施についてはいかがでしたか。

※車座形式とは、フリートークにより実施される形式のことを指します。

- 1 よい
- 2 ややよい
- 3 やや悪い
- 4 悪い

<理由>例：自由に発言をすることができたため。／あまり発言できなかったため。

[]

問4. 説明についてはいかがでしたか。

- 1 分かりやすかった
- 2 やや分かりやすかった
- 3 やや分かりにくかった
- 4 分かりにくかった

<理由>例：〇〇についての説明が分かりやすかった。
〇〇についての説明が聞き取りづらかった。

[]

問5. 資料についてはいかがでしたか。

- 1 分かりやすかった
- 2 やや分かりやすかった
- 3 やや分かりにくかった
- 4 分かりにくかった

<理由>例：〇〇についての資料が分かりやすかった。
〇〇についての資料があればよかった。

[]

問6. 今回の意見交換会の総合的な満足度をお聞かせください。

- 1 満足
- 2 やや満足
- 3 やや不満足
- 4 不満足

問7. 今後このような機会があるとすれば、市議会とどのようなテーマで意見交換をしたいですか。(複数回答可)

- 1 今回のような貴団に関するテーマ (消防防災に関する事など)
- 2 財政 3 環境 4 子育て支援 5 高齢者福祉 6 障がい福祉
- 7 学校教育 8 生涯学習 9 農林畜産 10 商業 11 工業 12 観光
- 13 公共施設整備 14 まちづくり
- 15 その他 (自由記入欄 : _____)

問8. 「意見交換会」に関するご意見がありましたら、自由に記入してください。

<自由記入欄>

(_____)

以上でアンケートは終わりです。ご協力ありがとうございました。

別紙5 / 記録写真

当日の事業を写真で振り返ります。

| | | |
|---|---|---|
| 1.消防団の皆様を議員席に、標柱も「分団名」に!! | 2.議長からごあいさつ | |
|  |  |  |
| 3.総合司会は広報広聴常任委員会委員長 | 4.足利市消防団樋口団長がごあいさつ | 5.議会運営委員会委員長 市議会 BCP について |
|  |  |  |
| 6.各委員会室に分かれ、車座形式の意見交換会 | 7.議場に戻って意見発表 A・Bグループ | 7.議場に戻って意見発表 C・Dグループ |
|  |  |  |
| 7.議場に戻って意見発表 E・Fグループ | 8.副議長からの謝辞 | 9.結びに、47名全員での記念撮影 |
|  |  |  |

所見／消防団との意見交換会

1. 実施形式・運営内容について（はじめての試み）

議会報告会、意見交換会（車座のフリートーク）、意見発表の流れについて

- ・車座のフリートークは意見を出しやすく、聞きやすい。
- ・議会報告会の内容としては議会 BCP 以外にも消防防災に関する項目もあって良かったと思う。意見交換会はテーマを設定してあったため、率直な意見が聞くことができた。
- ・①議会報告については、わかりや易いテーマで、短時間でコンパクトに行うことが望ましい。②意見交換会については、参加人数を少なくして、一部屋で対話できるようにすべきと思う。どうしても他のグループの会話が聞こえてしまい、会話が十分聞き取れない。懇談内容はしっかり記録し、出された意見等についてはのちに検証し記録として、参加者にフィードバックできれば参加者の満足度が上がるのではと思う。
- ・初めての意見交換会として、良い意見交換会となったと感じている。
- ・意見交換会はとても盛り上がりを感じた。少し時間が短かったとも思う。
- ・時間配分など適当であったと思う。議会報告の内容は、BCP だけを細かく説明するのではなく、消防に関する事業を広く簡単に説明する中に BCP も入っているような感じなら、次の意見交換の参考にもなりやすいのではと見ていて感じた。
- ・消防団の実情を聴くことができ、大変参考になった。今後の議会活動に役立てたい。
- ・議会報告会のスライド、内容をわかりやすくする必要があると感じた。
- ・意見交換の時間帯が、もう少し長くても良かったような気がするが、概ね良い流れであったと感じました。

2. 今後の議会報告会・意見交換会の在り方について

- ・団本部役員、各消防団の分団長の皆さんとの懇談に引き続き、各分団単独の若い分団員との、懇談を行い、今後の分団のあり方について意見交換ができればよいと思う。又、地域に密着した皆さんですので、足利市の将来に向けた、まちづくりについての率直な考えも伺いたいと考える。
- ・議会 B C P の説明もよかったが、もう少し、わかりやすい消防団関係の話題のものを取り上げてよかったのではと感じた。
- ・大きな目的を持って活動する団体は、きちんとした考えを持っていると思う。現状の団体としての課題、改善についての市の対応などに希望することは多いと思う。ここで聞いたことを受け止め、管理者である市にどう繋いでいくのか、議会人としての認識をしっかり持って、今後に臨まなければならないであろう。各地の自治会長などとの意見交換会も有意義なものとなるのではないかと思う。
- ・今回は、初回ということもあり、自己紹介の延長のような話も多かったように思う。これが会を重ねると、より具体的で深い話ができるのでは無いかと考えるので、何年かに1度実施してもいいのではないかと思った。
- ・機会を見つけ、他の団体とも意見交換を行った方が良い。
- ・他の団体についても、今回のやり方を使って行えると感じた。グループでの意見だしをまとめて発表する手法で、細かい点を微調整するだけで良いと思う。
- ・現状の継続でよいと思う。

3. フリートークの意見交換で印象に残った内容について

- ・ 団員確保に苦勞している。
団員の定数を25名程度に削減した方が良い。
報酬が個人支給になったことで団運営が難しくなった。
- ・ 婚活イベントの実施はどうか？と。
- ・ 消防団員の不足について、深刻な状況を現場の生の声として再認識をした。
- ・ 消防団員のなり手不足。消防団員の処遇改善等。
- ・ 団員確保の難しさと、報酬が個人支給となったことによる分団の経済的運営の難しさを訴える話。
- ・ 団員確保の難しさが多くのグループで話題になっていたことから、現場の切実さを受け止めることができた。また、それに対する改善策が話し合われていたグループもあり、まとめ発表の場でシェアしていただけて良かったと思う。
- ・ 団体の苦勞が改めて知ることができた。
- ・ 住人は多いのに消防団に入ってくれる方が少ないところがあるのは、意外であった。昔は自営業の方が参加していたが、そういうケースは減っていることは消防団を維持していく上で。
- ・ 消防団活動は、原則ボランティアであるが、仲間の団結に金も必要と思えるので応分な対応を図ることが求められていると思う。